

調布市母子家庭等 高等職業訓練促進給付金

2020.5作成

母子家庭の母又は父子家庭の父が、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、1年以上の養成機関に修業中の期間（上限4年）に【訓練促進給付金】を、修業期間修了後に【修了支援給付金】を支給します。



支給対象者

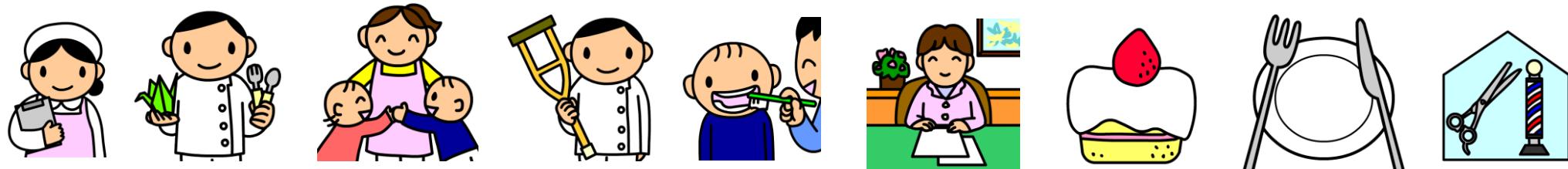
市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方。

- ◆ 20歳未満の子を扶養している方
- ◆ 児童扶養手当を受給している方、年金受給や親族との同居のために児童扶養手当は受けないが本人の年間所得が児童扶養手当の収入制限と同等と認められる方
- ◆ 職業訓練を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- ◆ 修業期間が1年以上の養成機関で修業予定で、資格取得が見込める方
- ◆ 就労又は育児と修業との両立が困難な状況にあると認められる方
- ◆ 過去に当該給付金の支給を受けていない方

対象資格

看護師及び准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・美容師等



支給額

訓練促進給付金	支給額（月）
非課税世帯	100,000円
課税世帯	70,500円
最終学年・非課税世帯	140,000円
最終学年・課税世帯	110,500円

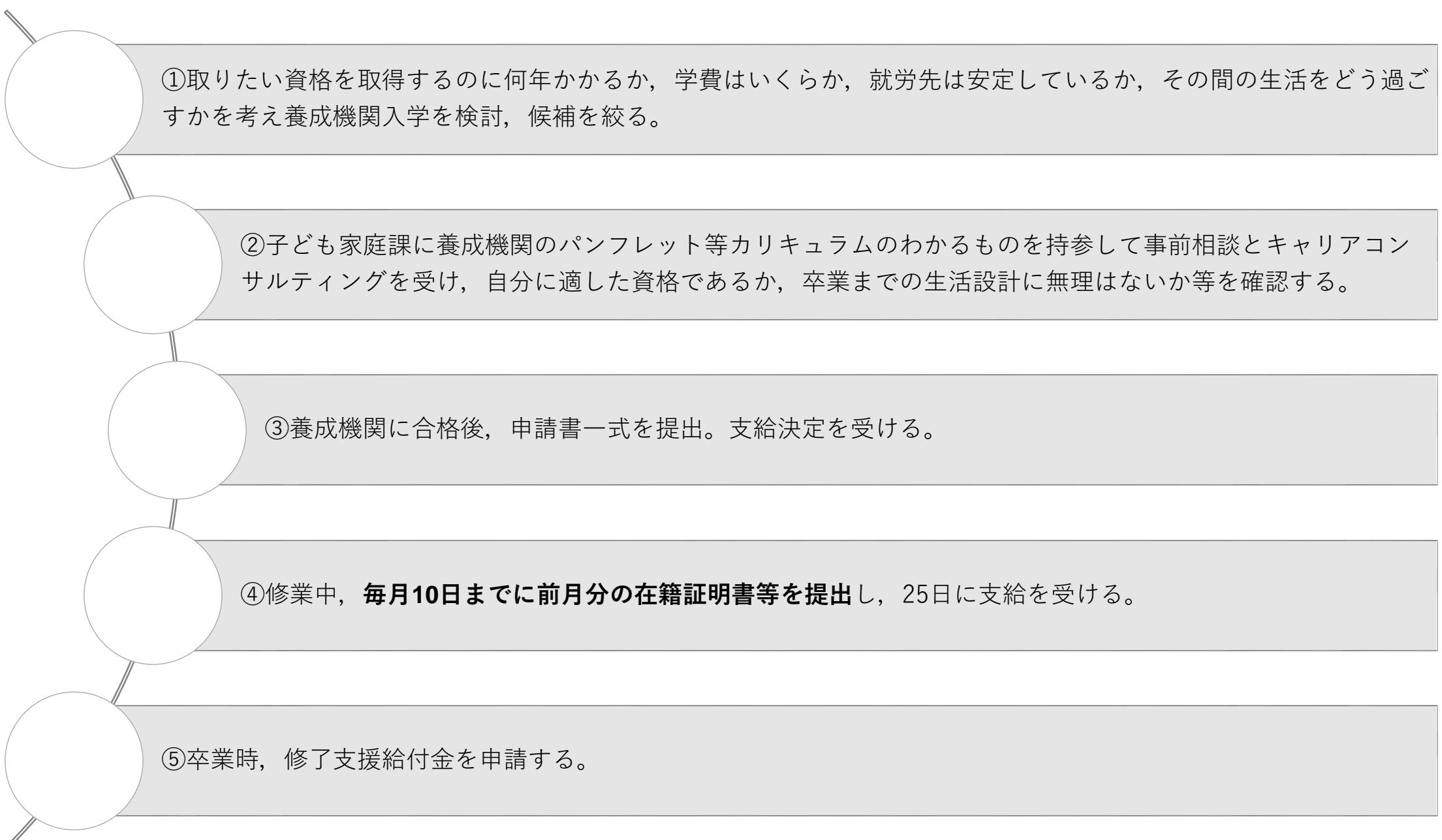
支給決定後、毎月支給されます。支給上限は4年ですが、対象資格によって異なります。申請者または申請者と同居している扶養義務者(申請者の直系血族及び兄弟姉妹を含む)の住民税の課税状況により支給額が決定されます。

※住民票上は別世帯であっても、同一住所に居住している者について、本事業では同一世帯と扱う場合があります。

修了支援給付金	支給額
非課税世帯	50,000円
課税世帯	25,000円

1年以上の養成機関において、修業期間修了後、修了支援給付金を支給します。
※一時金のため雑所得として確定申告が必要です。

※申請前に母子・父子就労支援専門員又は母子・父子自立支援員へ事前相談（要予約）が必要です。また、給付金の支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。



訓練促進給付金の支給申請

【申請に必要なもの】

- 印鑑（朱肉使用のもの）
 - 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本（申請の1か月以内に発行されたもの）
 - 世帯全員の住民票の写し（省略可能な場合があります）
 - 児童扶養手当証書の写し又は所得及び扶養親族等の有無、人数に係る証明書
 - 同一世帯に属する全員の課税又は非課税証明書（中学3年生までのお子さんは不要）
 - 同一世帯に属する全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

※住民票上は別世帯であっても、同一住所に居住している者について、本事業では同一世帯と扱う場合があります。

 - 養成機関の発行した在籍証明書

※住民票上は別世帯であっても、同一住所に居住している者について、本事業では同一世帯と扱う場合があります。

修業中の手続き

- 毎月10日までに前月分の在籍証明書等を提出
 - 毎年7月に課税・非課税証明書を提出
 - 学年が上がった4月に前年度の単位取得証明書を提出
※留年など単位取得が進んでいない場合、支給を停止することがあります。

修了支援給付金申請

【申請に必要なもの】

- 養成機関の発行した卒業証明書
 - その他は促進給付金申請時と同じ

高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける場合、入学時50万以内、卒業時20万以内の貸付を受けることができます。詳しくはお問合せください。

予約・問合せ先

調布市子ども生活部子ども家庭課相談係

電話 042-481-7095